

聖学院大学 競争的資金等不正防止計画 (2025～2029年度)

2014年12月3日 競争的資金等管理運営委員会策定
 <2019年11月5日 研究公正委員会改正答申、同日学長決定>
 <2025年3月15日 研究公正委員会改正答申、同日学長決定>

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）、及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定・令和3年2月1日改正）の趣旨や内容を踏まえ、競争的資金等の不正使用を防止し、適正かつ公正・明瞭な競争的資金等の管理・監査を行うため、聖学院大学における競争的資金等不正防止計画を次のとおり策定する。

なお、本計画は競争的資金等の不正使用防止のため当面取り組むべき措置をあげたものであり、今後不正を発生させる要因の把握とその検証を進め、必要な見直しを行い、競争的資金等の適正な使用の推進を図ることとする。

第1節 機関内の責任体系の明確化

1 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化

不正発生の要因	不正防止の計画
責任及び管理体制は規程等にて明確に示されているが、その責任や権限の形骸化や認識不足が発生する可能性	・責任及び管理体制を規程等で示すほかに、毎年、研究公正委員会において、その責任と役割について確認し、実効性のある運用と周知徹底を行う。

2 監事に求められる役割の明確化

不正発生の要因	不正防止の計画
監事と管理体制の間の情報共有が不十分	・監事には研究公正委員会へ陪席いただくなど、意見を伺う機会を設けているが、これに加えモニタリング結果を踏まえた監査の実施や研究公正、研究支援等の活動について報告するなど情報共有の機会の確保に努める。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）

不正発生の要因	不正防止の計画
競争的資金等は公的資金によるものであり、適正な執行が必要であることの認識不足	・研究者、研究支援人材（競争的資金等に関わる研究補助者や事務職員等）に対する意識向上のための研修会等コンプライアンス教育を実施する。 ・定期的な啓発活動により適正執行への意識付けをする。 ・競争的資金等を獲得した研究者は、研究公正委員会（窓

	口：研究支援課）へ報告等することを義務化する。
学内研究費も公的資金であるとの認識の薄弱性	・学内研究費も公的資金であることを周知し、行動規範の策定と研究活動に関する誓約書の提出を徹底する。

2 ルールの明確化・統一化

不正発生の要因	不正防止の計画
ルール、規程等への理解不十分、周知不足	・全ての構成員にとって分かりやすい統一のルールを定め、使用ルール等のマニュアルを作成し、対象者へ配付する。 ・競争的資金等により謝金、旅費を受ける者にも公的資金による支出であることやルール等を周知する。
例外的措置の常態化	・実施とルールをかい離させないため、例外の削減に努め、定期的にルールを見直す。 ・例外的措置における手続きを明確にする。
省庁等のルール変更に対する確認と見直しの不足	・各省庁のガイドライン改正等を注視し、規程や不正防止計画の見直しを定期的実施する。

3 職務権限の明確化

不正発生の要因	不正防止の計画
職務権限が不明確	・規程等において職務権限を定め、担当業務や責任範囲を明確にし、リスクの低減を図る。

4 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

不正発生の要因	不正防止の計画
不正が発生した場合の告発等の手続、調査及び懲戒に関する規程等が未整備あるいは不明確	・機関内外からの通報窓口を設置し、周知する。 ・不正に係る調査の体制、手続き、懲戒等を明確に示した規程等を定める。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

1 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置

不正発生の要因	不正防止の計画
不正防止計画推進部署が明示されず、具体的な対策の策定や実施がなされない	・不正防止計画推進部署を規程等に明示し、統括管理責任者とともに機関全体の観点から具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育、啓発活動）を策定及び実施する。 ・不正防止計画推進部署は監事との連携を強化し、不正防止計画の策定、実施、見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

2 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

不正発生の要因	不正防止の計画
不正発生要因を適切に把握できていない	・不正防止計画推進部署は内部監査部門とともに、執行上の問題点や文部科学省が公開する不正使用事案を参考に不正を発生させる要因について把握に努め、また整理する。 ・部局は定期的に構成員に不正使用事例等を示し、注意を喚起する。
不正発生要因を把握してもそれを防ぐ計画を策定しない	・統括管理責任者及び研究公正委員会において、不正発生要因について検討、対策案を策定する。 ・不正防止計画について実施状況の把握および見直しを行う。
不正防止計画の形骸化	・部局は不正防止計画推進部署とともに、不正防止計画を踏まえた啓発活動や呼びかけを実施する。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生の要因	不正防止の計画
発注情報の管理、財源の指定が不明確	・発注の手続きやルールを明確化し、運用を徹底する。 ・発注段階における支出財源の特定を求める。
予算の執行状況が不透明	・執行状況を研究者と事務が常時確認できる環境を整備する。 ・計画に基づき執行できているかを把握し、遅延がある場合は繰越制度等の活用を勧める。また研究費を返還した場合も以降の採択等に悪影響がない事を周知する。
研究者と業者の関係が緊密すぎる	・一定額以上の取引は相見積と誓約書を徴するとともに、研究者本人による発注を認めない。 ・不正使用に関与した業者に対する措置を規程に定め、WEBサイトにて公開および周知を行う。
検収業務の未徹底	・検収業務は原則として事務が実施し、当事者以外のチェックが働くように務め、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類や記録を保存する。 ・成果物がない機器の保守や点検などの場合、検収担当者が立会い現場確認を行う。
換金性の高い物品の管理が不十分	・換金性の高い物品はシリアル番号等による管理を実施し、金券類等は使用記録や受領書の提出を求める。
非常勤の雇用管理が研究者任せになっている	・非常勤との雇用契約（雇入れ通知書等）において手続きを明確にするとともに契約内容の説明を事務が行う。 ・勤務状況等を把握するための管理および証拠保管を徹底する。
出張の事実確認が不十分	・出張願いの事前申請、各所属長の許可および事務による把握を徹底する。

第5節 情報発信・共有化の推進

不正発生の要因	不正防止の計画
競争的資金等の不正への取組に関する方針や相談窓口の周知ができていない	・競争的資金等の不正への取組に関する方針や関連規程、相談窓口を WEB サイト等で学内外に周知する。
関連する情報が集約されておらず、手続き等を確認することが煩雑になる	・最新のマニュアルおよび様式等や規程は大学のイントラネット上に集約し、常時確認できる環境を整える。

第6節 モニタリングの在り方

不正発生の要因	不正防止の計画
日常的なチェック体制や内部監査が機能していない	・専門的な知識を有する者（公認会計士等）の協力を得て、監査の質の向上を図るとともに、リスクアプローチ監査を実施する。
監査の状況や指摘が研究者および管理者に共有されない	・監査による指摘事項等の情報を、管理者と研究者が共有する仕組みをつくる。